

熊本市子ども会リーダー会 会則

(名称)

第 1 条 この会は、熊本市子ども会リーダー会と称する(以下「本会」と言う。)

(目的)

第 2 条 本会は、会員の資質の向上と会員相互の情報交換を図るとともに、単位子ども会をはじめ、各種子ども会活動に対する支援と協力を行なうことを目的とする。

(組織)

第 3 条 本会は、熊本市子ども会連合会(以下「県子連」と言う。)に登録したもので、本会の趣旨に賛同する高校生ジュニア・リーダー部とシニアリーダー部をもって組織する。

(事業)

第 4 条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員の資質を向上するための研修活動
- 2 県子連並びに単位子ども会活動に対する支援・協力
- 3 県子連ジュニア・リーダー研修の実施
- 4 関係機関・団体との連携・協力
- 5 その他、目的を達成するために必要な諸事業

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 会 長 | 1 名 |
| 2 | 副会長 | 2 名 |
| 3 | 研修部長 | 1 名 |
| 4 | 書 記 | 1 名 |
| 5 | 会 計 | 1 名 |

(役員の任務)

第 6 条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会務を代行する。
- 3 研修部長は、本会の研修計画を企画し実施する。
- 4 書記は、会議及び活動内容の記録・保管等、庶務を担当する。
- 5 会計は、本会の経理全般を担当する。
- 6 会長以外の役員の兼務はさまたげない。

(役員の選出)

第 7 条 本会の次期役員は、前役員において互選し、総会の承認を得る。

(役員の任期)

第 8 条 本会の役員の任期は、1 年とするが、再任を妨げない。但し、役員が欠けたときには直ちに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会計)

第 9 条 本会の経費は、会費及び県子連補助金、寄付金等をもって充てる。

- 2 会員の会費は、徴収せず、会計上必要と認められた場合は、役員会にて決定し会員より募る。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附 則)

- 1 この会則は、平成 30 年4月 1 日から施行する。